

令和元年6月28日

荷主関係団体 各位

トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会事務局

（ 関東運輸局神奈川運輸支局
神奈川労働局
一般社団法人 神奈川県トラック協会 ）

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築に向けた
ご理解とご協力へのお願い（荷役作業・附帯業務関係）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送事業では、ドライバー不足が深刻化している状況にあります。法令を遵守しつつ働き方改革を進め、物流機能が滞ることがないようにしていくためには、ドライバーの長時間労働の是正を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには発着荷主のご協力が必要不可欠となります。特に、長時間の荷待時間の発生や、契約に定めがない荷役作業等の発生により、トラック運送事業者が立てた当初の運行計画が崩れてしまうことは、ドライバーの拘束時間に関するルール違反を招くこととなり、法令遵守を妨げる要因となります。物流全体の効率性も損なわれ、持続的な物流機能にも影響が生じることとなります。また、運送委託者が契約にない役務を運送事業者に無償で提供させることは、独占禁止法や下請法に抵触する場合もございます。

さらに、トラックドライバーについては働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年度（2024年度）から適用（年間960時間）されるため、これに向けて、トラック運送事業者が適切に対応できる環境を早期に整える必要があります。

こうした状況を踏まえ、国土交通省において「貨物自動車運送事業輸送安全規則」の改正が行われ、令和元年6月15日から施行されることとなりました。従前より、中型以上のトラックの乗務については、荷主の都合による荷待ち時間を自動車運転者の乗務記録に記載することがトラック運送事業者には義務づけられていましたが、これに加えて今回の改正により、荷役作業や附帯業務（貨物の荷造りや仕分など）の内容や時間等を乗務記録に記載することが、トラック運送事業者には義務づけられます。

この改正により、荷役作業等に関する実態把握及びトラック運送事業者が守るべき労働時間のルールである「改善基準告示」の遵守が図られるとともに、取引適正化にも資することとなるものと考えております。

つきましては、より多くの荷主の皆様にご周知したく、制度改正の解説リーフレットを送付しますので、地域の荷主企業の皆様とつながりのある貴団体におかれましては、貴団体広報誌への掲載、開催行事での配布等、傘下会員への積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

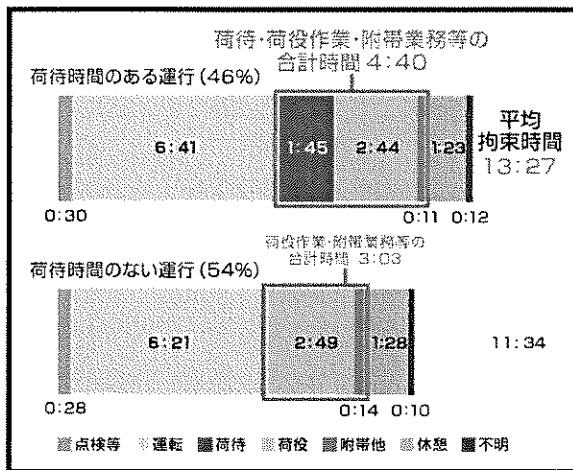
< 問合せ先 >

- 関東運輸局神奈川運輸支局輸送部門（リーフレットや制度改正について） TEL：045-939-6801
- 神奈川労働局監督課（改善基準告示について） TEL：045-211-7351
- 一般社団法人 神奈川県トラック協会 TEL：045-471-8882

令和元年6月15日から、ドライバーが荷役作業や附帯業務を行った場合、当該作業は、「乗務記録」^{*}の記載対象となります。

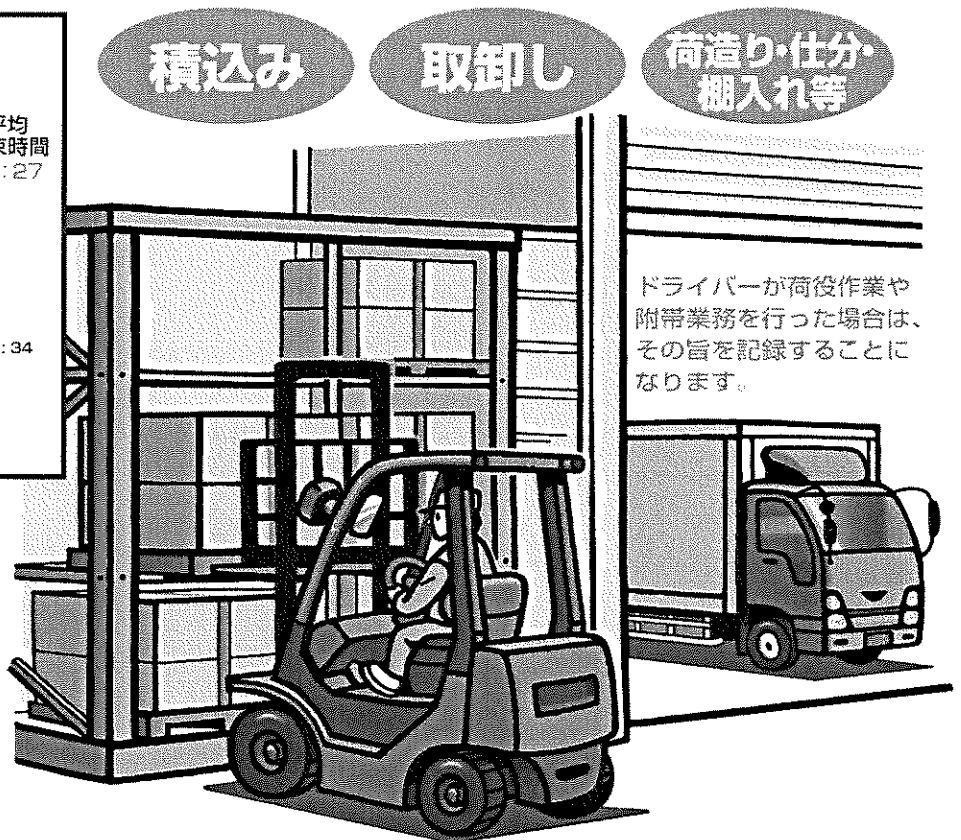
^{*}「乗務記録」は法令に基づきトラック運送事業者が記録及び保存することが義務付けられているものです。

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために



出典：「トラック輸送状況の実態調査結果」
(国土交通省：平成 27 年調査)

※ 荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となります。
また、記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかったかについても記録対象となります。



トラック運送業界では、ドライバーの長時間労働の是正が喫緊の課題ですが、長時間の荷待時間の発生に加え、荷主との契約に定めがない荷役作業等の発生により当初の運行計画が崩れることが、ドライバーの拘束時間に関する基準を超過する状況を招き、コンプライアンスを確保した運行を妨げる一因となっています。

こうした状況を踏まえ、国土交通省では「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正しました（令和元年5月10日：公布、同年6月15日：施行）。

この省令改正は、トラックドライバーが車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合に、集貨地点等で積み込み若しくは取卸し又は附帯業務（以下「荷役作業等」という）

を実施した場合も乗務記録の記載対象として追加するものです（荷待については、平成 29 年 7 月に既に記載対象となっています）。

国土交通省では、今回の一部改正により、より詳細に荷役作業等の実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取組みを一層促進するとともに、国としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行うにあたっての判断材料とします。

荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷役作業等が発生した場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。

荷待時間・荷役作業等の記録義務付け(貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正)に伴う 乗務記録付票[記載例]

※荷待については、平成29年7月に既に記載対象となっています。

**[発荷主側で荷物の積込み時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合]**

パターン例(サンプルA)

8:45	集貨地点に到着	
9:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機:20分)	
9:20 ~ 9:40	附帯業務①(荷造り)	→20分
10:00 ~ 10:30	附帯業務②(ラベル貼り)	→30分
10:30 ~ 11:30	積込み	→60分
11:30	出発	

※荷役作業等が契約書に明記されている場合、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

記入見本

荷主名:株式会社○○ 車両番号:○○○○

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
○/△	○○○○	○○物流センター	8:45	9:00
荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積込み/取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
9:00~9:20 9:40~10:00	40分	9:20~9:40 10:00~10:30	10:30~11:30	11:30
ドライバーが実施した荷役作業等の内容 (発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側担当者確認欄 得点	荷主側確認が 得られた場合	荷主側確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1.積込み(手荷役・車荷役) 2.取卸し(手荷役・車荷役) 3.積込み(車荷役) 4.仕分 5.検閲・検品 6.積付 7.積付 8.取込 9.ラベル貼り 10.はい/いいえ()	△△ △△	△△ △△	△△ △△	△△ △△

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合には、当該項目については記載不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記録は不要です。
※〔発・着〕荷主側担当者確認欄には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

**[着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外]**

パターン例(サンプルB)

15:45	荷卸し地点に到着	
16:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機:40分)	
16:40 ~ 17:00	取卸し	→20分
17:20 ~ 17:50	附帯業務(棚入れ)	→30分
17:50	出発	

※荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

記入見本

荷主名:株式会社●● 車両番号:●●●●

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
●/▲	●●●●	●●物流センター	15:45	16:00
荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積込み/取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
16:00~16:40 17:00~17:20	60分	17:20~17:50	16:40~17:00	17:50
ドライバーが実施した荷役作業等の内容 (発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側担当者確認欄 得点	荷主側確認が 得られた場合	荷主側確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1.積込み(手荷役・車荷役) 2.取卸し(手荷役・車荷役) 3.積込み(車荷役) 4.仕分 5.検閲・検品 6.積付 7.積付 8.取込 9.ラベル貼り 10.はい/いいえ()	●● ●●	●● ●●	●● ●●	●● ●●

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合には、当該項目については記載不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記録は不要です。
※〔発・着〕荷主側担当者確認欄には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。